

北海道障がい者就労支援推進委員会部会設置要領

(設置)

第1 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例(以下「条例という。」)第39条に基づき部会の設置、運営等について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2 部会の協議事項は、次のとおりとする。  
 (1)「北海道働く障がい者応援プラン・第IV章」の推進について  
 (2) その他、障がい者の就労の支援の推進に関し必要な事項

(組織)

第3 部会は、次の者をもって構成する。  
 (1) 条例第39条第3項に基づき指名された委員  
 (2) 条例第31条第3項に定める指定法人の業務を行う者

(部会長及び副部会長)

第4 部会に部会長及び副部会長を置く。  
 2 部会長は、条例第39条第3項に基づき指名された委員とする。  
 3 副部会長は、部会長が指名する委員とする。  
 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。  
 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第5 部会の会議は、部会長が招集する。  
 2 部会長は、必要に応じ、第3に定める者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 部会の事務局は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則  
 この要領は、平成22年5月27日から施行する。

附 則  
 この要領は、平成24年6月13日から施行する。

附 則  
 この要領は、平成27年7月24日から施行する。

附 則  
 この要領は、平成30年8月 日から施行する。